

小売電気事業の在り方等について

2022年11月24日 資源エネルギー庁

はじめに (本日の御議論)

- 前回(11/8)の本小委員会では、近年の小売電気事業の課題や、年初来の国際的な燃料価格高騰に起因する電気事業の構造を揺るがす変化を踏まえ、小売電気事業者の規律の強化、電力調達コスト高騰を踏まえた今後の競争の在り方、小売電気事業者と需要家の関係の変化について御議論いただいた。
- 今回も、引き続き、これらの論点の一部(より早期に具体策を検討するもの)について、より詳細な方向性について御議論いただきたい。

【参考】電力システム改革を踏まえた現状の課題

第53回 電力・ガス基本政策小委 (2022年9月15日) 資料4-1

● これまで本委員会でも御議論いただいてきたが、電力システム改革を踏まえた現状の課題について、 御議論いただきたい。

電力システム改革の成果

- **事業者の参入・競争の拡大**(多様なメニューにより需要家の選択肢も拡大)
- 広域的な全国大での電力供給システムの構築(連系線・周波数変換設備の増強や需給ひつ迫時の地域間融通が実現)

現状の課題

供給力の不足

- ・太陽光発電を中心とする再生可能エネルギーの導入が急速に進むとともに、脱炭素の流れとあいまって、火力発電所の稼働率が低下。収益の不確実性が増す中で、既設火力発電所の休廃止が増加、発電所の新設が停滞。原子力再稼働の遅れも相まって供給力が低下。
- ・発電と小売が分離する中で、**需要の予測と燃料確保を含む供給力確保の一体的な運用**が課題。

カーボンニュートラル (CN)の目標達成と 安定供給の両立

- ・CN実現に向けて再生可能エネルギーの導入を進めるにあたり、既存の電力系統では需要地への円滑な送電には制約。全国規模での**送配電網の整備や分散型システムの導入**が必須。
- ・再生可能エネルギーの出力変動に対応しつつ、需給バランスを維持するための調整力が不可 欠。一方で、既存の蓄電池などは十分でなく、現在、主要な調整力となっている火力発電所 は減少する傾向。

小売料金・サービスの ボラティリティ顕在化

- ・自由化に伴い卸電力市場が拡大し、新規参入を後押し。他方、昨年1月の需給逼迫や昨年来の燃料価格高騰に伴う市場価格高騰により、自由化に伴うボラティリティが顕在化し、小 売電気事業からの撤退や中途解約が発生。
- ・料金についても、燃料価格にあわせて価格上昇が発生。市場連動型の料金のみの新規受付等、需要家が高騰が続く電気料金に直面。

第53回 電力・ガス基本政策小委 (2022年9月15日) 資料4-1

課題の整理を踏まえ、今後の方向性と対応案について、御議論いただきたい。

電力システム改革での現状の課題を踏まえ、GX追求の中で、より強靱で安定的なエネルギー供給システムをデザインし、円滑にトランジションしていく。

安定供給に必要な供給力の確保

・既設電源の維持・拡大:容量市場の着実な運用、災害等に備えた予備電源の確保、

重要性の高い電源の明確化、原子力発電所の再稼働の加速

・燃料の管理強化 : 燃料の調達、融通、管理の強化

・電源新設の拡大 : 長期脱炭素電源オークションの導入

・需給管理の強化・・・・供給力管理システム、需要予測の高度化

CN実現のための、送配電網のバージョンアップ、脱炭素電源の導入推進

・調整力の拡大 : 揚水発電の維持・強化、系統用蓄電池等の分散型電源の活用

・次世代ネットワーク構築:再エネの大量導入を見据えた電力ネットワークの再構築と運用の高度化

・分散型システム導入:・分散型・低圧リソース(再エネ、蓄電池、DR等)の活用による効率化・強靭化

・脱炭素電源投資 : 長期脱炭素電源オークションの導入、原子力発電所の再稼働の加速(再掲)

需要家保護のための小売電気事業の在り方の再設計

・サービスの安定化と・・・・・小売電気事業者に対する登録審査・モニタリング・撤退時の規律の強化

競争の在り方 : 選択の幅がある料金メニューの在り方含め更なる競争活性化の在り方

・料金水準の安定化 : 著しい調達コスト上昇の抑制につながるインバランス料金制度の運用

: 卸電力市場と需給調整市場の取引最適化(電源アクセス向上等)

- 小売電気事業者に対する規律の在り方、消費者の 選択肢と安定性の確保
- 2. 競争と安定を両立する市場・取引環境の整備
- 3. 多様化する小売事業·需要家の形態に応じた制度 整備

小売電気事業者の現状

- 2016年の小売全面自由化後、小売電気事業者の数は大幅に増加。また、ガス、石油、通信といった従来型の新規参入者の分類を超えて、再エネを主力商品とする事業者や、地域新電力のような新たな価値を提供する新規参入がおこり、需要家に対して、新たな価値を提供している。
- このように多くの事業者が新規参入している背景には、電気事業法上、小売電気事業者に対して供給力確保義務を課すものの、発電所の保有を義務付けるものではなく、卸電力取引市場における調達によっても供給力確保義務を果たすことが可能であることや、需給管理を外部に委託することが許容される等、新規参入の障壁を低く設定してきたことが大きく寄与していると考えられる。
- しかし、スポット市場価格は、小売全面自由化以降、一定期間は低水準で推移をしていたが、2021年1月の市場価格の高騰、足元でおきている市場価格の高水準での推移等、
 従来どおりのビジネスモデルでは、小売電気事業を持続的に経営することは難しい経営環境にある。
- 実際に、スポット市場に依存するビジネスモデルにおいては、小売電気事業からの撤退 (破産・廃業・休止)、縮小(中途解約)が相次いでいる。

対応の方向性:小売電気事業者に対する規律の強化

- 小売電気事業の抱えるリスクが高まっていることから、小売電気事業者に対する規律を 強化する方向で、監視等委員会における検討状況も踏まえ、制度的措置について検 討を進めることとしてはどうか。
- 具体的には、登録審査時点、事業開始後、事業終了時点(休廃止の時点)の各段階において、例えば、以下のような措置を講じることが必要ではないか。

登録審査時:資金見通しを含めた事業計画やリスク管理体制等の確認

事業開始後:①資金の概況やリスク管理体制の運用状況のモニタリング

- ②中途解約時についても、事業終了時の①~③と同様の対応
- ③託送料金等の未払いについては、必要に応じて報告を求める。
- 事業終了時:①供給停止日までに、スイッチングに要する期間を踏まえた十分な周知 期間の設定
 - ②需要家保護の上で必要な情報(最終保障供給の提供者等)の提供 供
 - ③大規模なケースについては、国に対する報告を求める。

論点①:休廃止時における規律の強化

- 電気事業法上、小売電気事業を休廃止する場合には、あらかじめ、需要家に対して、その旨を周知させることが義務付けられている(法第2条の8第3項)。
- しかし、具体的な周知期間については「予め相当な期間を置いて」とだけ規定しているため、契約
 切替え先からの供給開始までに要する期間を踏まえて、周知期間をより明確に設定することとしてはどうか。
- また、現行法上は、休廃止する旨を周知すれば義務を履行したこととなり、①供給停止日、②苦情や問い合わせの連絡先、③最終保障供給等の提供事業者等、需要家保護の観点から必要な情報の周知については法令上求められていないが、こうした重要な周知事項は制度上明記することが必要ではないか。
- 周知期間について、**監視等委員会では低圧について30日以上、特別高圧・高圧については90 日以上等の議論**(詳細P9、P10参照)がなされたところ。他方、小売電気事業に関するフォローアップ調査結果(詳細P11参照)によれば、スイッチングを受け付けた事業者のうち 7 割が供給開始可能となる周知期間は、**低圧は60日程度、特別高圧・高圧は90日程度となるが、どのように考えるか。**
- さらに、需要家数が多い事業者が休廃止する場合には、一時に需要家利益に大きな影響が生ずるため、国がこの周知を的確に監督するため、一定規模以上の需要家を有する事業者が休廃止を行う場合にはあらかじめ国に報告を求めることも考えられる※。

[※]電気通信事業法においては、電気通信事業の休廃止について、①周知期間、②周知すべき内容、②周知事項の事前届出を定めている。

「小売電気事業者が撤退時期を決定できる場合」の周知期間①

2022年10月25日 第78回 制度設計専門会合 資料4-1より抜粋

- 低圧の契約切替においては、通常、スイッチング支援システムを利用することになるが、原則としてマッチング日から起算して1営業日(※スマートメータへの取換えが未了の場合は8営業日)に2暦日を加えた日以降であれば切替が可能である(送配電等業務指針第254条第3項)。
- その上で、契約切替手続のほか、需要家が切替先を検討して申し込むための期間を十分に確保する必要がある。
- これらを踏まえ、30日以上の周知期間が必要と考えられるのではないか。

(※なお、他法令の例として、電気通信事業法でも、原則として休廃止する日の前日から起算して30日前までの周知が必要とされている。)

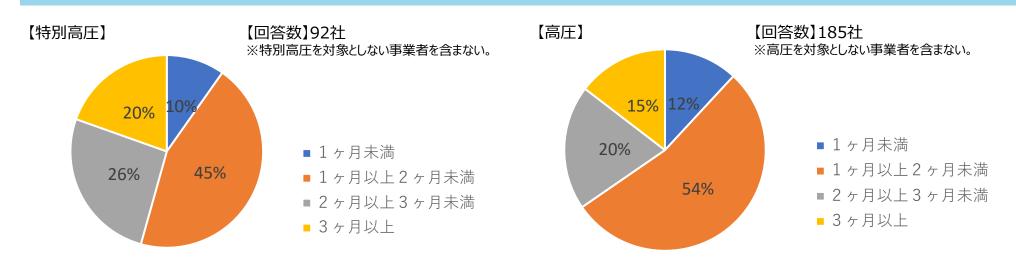
● ただし、需要家の契約切替に必要な期間等を考慮して、より長い周知期間を確保すべきと考えられる(詳細は次スライドを参照)。

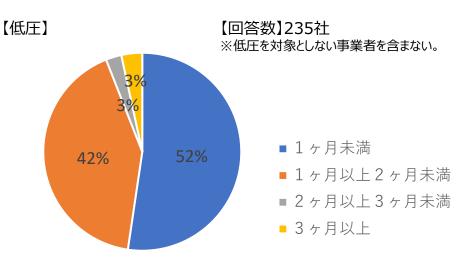
「小売電気事業者が撤退時期を決定できる場合」の周知期間②

- 数万件~十数万件の低圧契約を有する小売電気事業者が撤退した際、撤退公表から2ヶ月経過した後も、数千件の契約が切替を完了していないケースが複数発生した。
- また、特別高圧や高圧の小売供給契約においては、中途解約や更新拒絶の通知期間として、 3ヶ月と定められている例が見られる。その理由について、新電力に対してヒアリングを行ったところ、 「特別高圧や高圧では(一般送配電事業者や需要家の設備状況等によって異なるものの、) 契約切替手続自体に1か月以上かかるケースもあり、さらに、需要家が切替先を検討する期間も 低圧に比べて長く必要となるため」との回答があった。
- 特に、官公庁等では、電力の調達を行う際に入札が必要であり、入札を含めた契約切替手続に かかる期間を考慮する必要がある。
- これらを踏まえると、より長い周知期間を確保する必要がある可能性が高いケースとして、「1万件以上の契約を解除する場合」「特別高圧・高圧の契約を解除する場合 (※なお、同時期に低圧の契約も解除する場合は、低圧の需要家に対しても周知すべきである。)」「需要家側で入札手続が必要となる場合」などが挙げられるのではないか。また、これらのケースでは、90日以上の周知期間が適切と考えられるのではないか。
- これらを踏まえ、必要な周知期間を担保するべく、制度的措置の検討を進めることとしてはどうか。

3. 新規受付・スイッチング状況

【Q2-4】他の小売電気事業者から貴社への契約切替の申込みを受ける場合、電気の供給開始までに、どの程度の期間が必要ですか。





【参考】電気通信事業法関係条文

●電気通信事業法

(電気通信業務の休止及び廃止の周知)

- 第二十六条の四 電気通信事業者は、電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、 当該休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る利用者に対し、利用者の利益を保護するために必要な事項として総務省令で定める事項を周知さ せなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止 については、この限りでない。
- 2 前項本文の場合において、電気通信事業者は、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、同項の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

●電気通信事業法施行規則

(電気通信業務の休止及び廃止に係る利用者への周知)

- 第二十二条の二の十 法第二十六条の四第一項の規定による周知は、電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する日(以下この条において「休廃止日」という。)の前日から起算して三十日前の日(同条第二項の総務省令で定める電気通信役務にあつては、休廃止日の前日から起算して一年前の日。第三項において「周知期限日」という。)までに、次の各号に掲げるいずれかの方法により、知れたる利用者に対し適切に行わなければならない。 一~五 (略)
- 2 法第二十六条の四第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 休止し、又は廃止しようとする電気通信業務の内容
 - 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
 - 三 休止しようとする場合にあつては、その期間
 - 四 休止又は廃止の理由
 - 五 休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先
 - 六 休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信役務の代替となる電気通信役務(当該電気通信業務に係る電気通信役務と当該代替となる電気通信役務との比較検討が可能となる情報を含む。)
 - 七 休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信役務に関する利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報
- 3・4 (略)

(利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の休止及び廃止に関する届出)

- 第二十二条の二の十一 法第二十六条の四第二項の総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止は、次に掲げるものとする。
 - 一 基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止
 - 二 指定電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止
 - 三 前二号に掲げるもののほか、法第二十六条の四第一項の周知を開始する日の属する年度の前年度の末日における同項に規定する休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る契約の数(他の電気通信事業者に対し卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の当該卸電気通信役務に係る電気通信業務に係る契約の数を含む。)が百万以上である電気通信役務であつて、当該役務の対価として料金の支払を受けるものに係る電気通信業務の休止又は廃止
- 2 法第二十六条の四第二項の規定による届出をしようとする者は、法第二十六条の四第一項の規定による周知を開始する日の前日から起算して三十日前 の日までに、様式第十五の三の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

論点②:中途解約時における規律の強化

- 小売電気事業からの撤退又は小売電気事業の縮小に伴い、小売電気事業者が需要家に対して小売供給契約の中途解約を申込み、供給を停止するケースにおいて、
 - ①そもそも約款や契約書上に小売電気事業者側の事由により解約を申し出るケースに ついて定めていないか、申し出期間が短い、
 - ②解約の通知をしてもその間に需要家における契約の切替えが進まず、供給停止日を 後ろ倒しする、
 - ③供給停止日までに契約の切替えが終了せず、無契約になるといった事例が生じている。
- 中途解約が行われる場合も、十分な対応期間が確保されることが需要家保護のためには重要であり、小売電気事業者からの中途解約の申し出(需要家側の債務不履行等を理由とする場合を除く。)についても、休廃止時と同様、契約切替えまでに要する期間を踏まえて、一定期間前の告知を制度化することが必要ではないか。
- その期間については、休廃止の周知期間と同様の期間を設けることが適切ではないか※。
- また、大規模中途解約についても、休廃止時と同様に、あらかじめ国に報告することとしてはどうか。

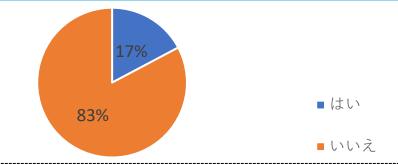
[※]上記の事前告知期間は、電気事業法上のルールであり、当事者間の合意により、これよりも短い期間を設定することが妨げられるものではないと整理するか。

【参考】中途解約の現状

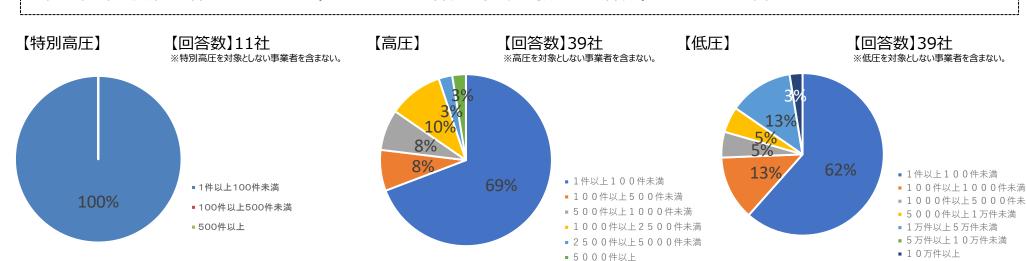
第55回 電力・ガス基本政策小委 (2022年11月8日) 資料3-1

- 今年9月に実施した小売電気事業者に関するフォローアップ調査によれば、回答者344 社のうち60社(17%)の事業者において、中途解約を通知。
- 高圧分野においては5千件以上、低圧分野においては10万件以上の中途解約を実施した事例も発生

【Q3-1】2022年1月から2022年8月までに、貴社から需要家に対して中途解約(貴社事由により、契約期間中に契約関係を解消するものに限る)の通知をしましたか。



【Q3-2】Q3-1で「した」と回答した方は、2022年1月から2022年8月貴社から需要家に対して中途解約(貴社事由により、契約期間中に契約関係を解消するもの)の通知をした件数(需要場所ごとの件数)についてご回答ください。

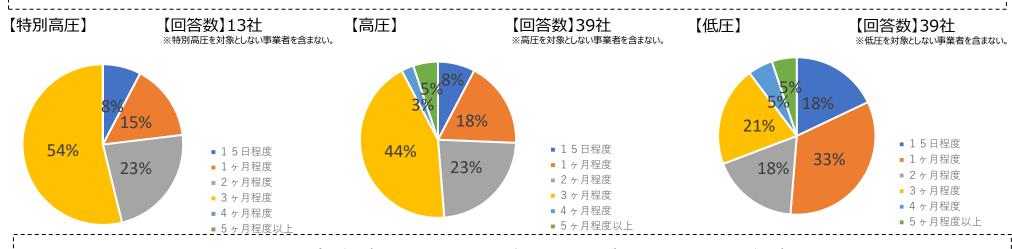


【参考】供給停止日までの周知期間

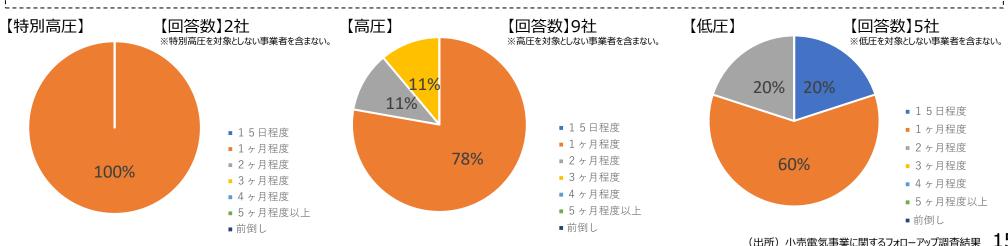
第55回 電力・ガス基本政策小委 (2022年11月8日) 資料3-1

● 供給停止日までの周知期間について、特別高圧・高圧は3ヵ月程度、低圧は1ヵ月程度が多い。また、供給停止日を延長している事例も存在。

【Q3-4】Q3-1に「した」と回答した方(中途解約した方)は、中途解約の通知を発出した日から、供給停止日までどの程度の期間を設けましたか。(通知後、供給停止日を変更した場合には、当初設定した期間をお答えください。)



【Q3-6】Q3-5に「した」と回答した方(供給停止日を変更した方)について、どの程度の期間、供給停止日を変更しましたか。



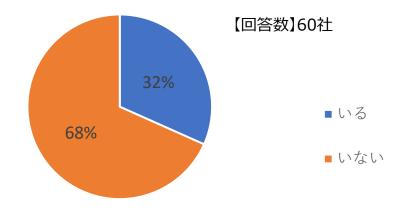
【参考】供給停止日を延長した事例

| 、シウルバルドエロで足及した手が | | | | | |
|------------------|----|-----------------|-------|--|--|
| | | 中途解約通知当初に設定した期間 | 延長期間 | | |
| 特別高圧 | A社 | 2ヵ月程度 | 1ヵ月程度 | | |
| | B社 | 1ヵ月程度 | 1ヵ月程度 | | |
| 高圧 | C社 | 3ヵ月程度 | 2ヵ月程度 | | |
| | D社 | 3ヵ月程度 | 1ヵ月程度 | | |
| | E社 | 2ヵ月程度 | 3ヵ月程度 | | |
| | F社 | 2ヵ月程度 | 1ヵ月程度 | | |
| | G社 | 2ヵ月程度 | 1ヵ月程度 | | |
| | H社 | 1ヵ月程度 | 1ヵ月程度 | | |
| | l社 | 1ヵ月程度 | 1ヵ月程度 | | |
| | J社 | 1ヵ月程度 | 1ヵ月程度 | | |
| | K社 | 15日程度 | 1ヵ月程度 | | |
| 低圧 | L社 | 1ヵ月程度 | 2ヵ月程度 | | |
| | M社 | 1ヶ月程度 | 1ヶ月程度 | | |
| | N社 | 1ヵ月程度 | 1ヵ月程度 | | |
| | O社 | 15日程度 | 1ヵ月程度 | | |
| | P社 | 15日程度 | 15日程度 | | |

【参考】無契約状態に至った事例

小売電気事業者に関するフォローアップ調査によれば、回答者60社のうち約30%の小売電気事業者において、無契約状態となった需要家が発生。

【Q3-9】Q3-1に「した」と回答した方(中途解約した方)について、供給停止日になってもスイッチングが進まずに、無契約状態になった需要家はいますか。



| | 特別高圧・高圧・低圧の別 | 無契約状態に至った件数 | |
|----|--------------------------|-------------------------|--|
| A社 | 高圧 | 5000件以上(約9000件) | |
| B社 | 高圧 | 1件~100件未満 | |
| | 低圧 | 5000件~10,000件未満(約6000件) | |
| C社 | 低圧 1000件~5000件未満(約3000件) | | |
| D社 | 特別高圧 | 1件~100件未満 | |
| | 高圧 | 1件~100件未満 | |
| | 低圧 | 1件~100件未満 | |

論点③:容量拠出金等の支払うべき費用の未払いへの対応について

- 容量拠出金等の支払うべき費用の未払いは、他の小売電気事業者及びその需要家の 負担の増加につながるものであり、また、小売電気事業者の経営状況を把握する上で 有用な情報であるため、容量拠出金の未払いが生じるようなケースについては、広域 機関から国に情報共有を行い、国が、必要に応じて、小売電気事業者に対して報告 を求めることとしてはどうか(※)。
 - (※) 正当な理由なく、小売電気事業者による容量拠出金の未払いが生じている場合には、電気事業法第2条の12第 2項の規定に基づき、経済産業大臣が当該小売電気事業者に対し措置命令を講ずるなど適切に対応する。
- 容量拠出金の他、国にその未払い情報を共有し、その情報を基に国が小売電気事業者に対して報告を求めるべき費用があるか。

論点④:その他の小売電気事業者に対する規律の強化①

● 前回(11/8)の本小委員会において、監視等委員会から、同委員会において検討している、登録審査やモニタリング等の強化について情報共有をいただいたき、その内容について、今後、具体的に制度化されることが望まれる。

〈電力・ガス取引監視等委員会における検討内容の概要〉

| | 主な検討内容 | |
|-------|---|--|
| 事業開始時 | 小売登録審査では、短期のみならず、中期的な事業継続性についても、申請者に説明を求める。具体的には、 <u>資金見通しを含めた「事業計画」の提出</u> を求め、当該計画の作成プロセスを通じ、 <u>市場リスク等の分析やリスク管理体制の構築等を促す</u> 。 | |
| 事業開始後 | 事業者が、事業運営の状況についてセルフチェックするきっかけとするため、「資金の概況」や「リスク管理体制の運用状況」を国に報告する。 上記報告を通じたセルフチェックの実効性を高めるため、国がモニタリングを行う。 | |
| 事業撤退時 | 小売電気事業者が事業撤退する場合には、需要家の契約切替えに要する期間を確保するための十分な周知期間の設定を行う。 インバランス料金の未収リスクに備えた保証金を求めることができる旨を明記する約款改定を行う。 | |

出所: 第55回 電力・ガス基本政策小委 (2022年11月8日) 資料3-3より作成

論点4:その他の小売電気事業者に対する規律の強化②

● 規律を強化していく中で、今後、小売電気事業者に対する業務改善命令が増加することも想定されるところ、命令した場合に、その事業者名、命令内容等を公表することは、その時点で当該事業者と契約を結んでいない需要家を含め需要家保護に資するため、須く公表を行うこととしてはどうか。

課題:競争と料金メニューの多様性の両立

- 小売全面自由化以降、新電力においては、大手電力が提供する料金メニューとの比較容易性の観点から、その地域の大手電力の燃料費調整の仕組みを導入して、需要家にサービスを提供する傾向。
- しかしながら、大手電力の燃料費調整の前提とする電源構成と新電力の電源構成は 異なる。特に、市場価格が高騰する局面においては、この不一致による、収支への影響 は大きい。
- こうした中、一部の大手電力や新電力においては、市場価格の変動を燃料費調整に 織り込む動きがある。
- 今後、市場価格の変動リスクの全部または大部分を需要家が負うメニューが優勢に なることや、市場価格と連動した料金を望まない需要家には選択肢がないケースが増加していくことが危惧されるところ。
- 需要家が、市場価格変動リスクがないものを含め、多様な料金メニューを選択できる環境を確保しながら、小売電気事業者間の競争を活性化させることが必要ではないか。

課題:需要家への情報提供の充実化について

- 需要家が多様な料金メニューを選択できる環境を整えていく中で、従来の同型メニューによる比較容易性から歩を進め、需要家に対して多様な料金メニューの中での比較に資する情報が適切に提供されることが重要と考えられる。
- さらに、需要家が小売電気事業者を適切に選択する上では、料金の水準や料金メニュー以外にどのような情報が望まれるか
 資するか、整理していくことが必要ではないか。
- また、その情報の提供の在り方については、事業者の自発性に委ねることがいいのか、ガイドラインで情報提供の項目を含めその在り方を示すことが望ましいのか、その他の制度的な措置が必要なのかも、併せて検討していくことが必要ではないか。

<需要家への提供が望まれると考えられる情報の例>

- ・ 料金が変動するリスク (燃料費調整や市場価格調整の仕組み)
- 料金変動リスクの背景(電源構成、市場取引依存度)
- 電源の調達方法(自社電源、親BGからの調達等)
- ・リスク管理の状況(ヘッジ割合等)
- ・ 経営の安定性に関する情報(主要な経営指標)

等

- 1. 小売電気事業者に対する規律の在り方、消費者の 選択肢と安定性の確保
- 2. 競争と安定を両立する市場・取引環境の整備
 - (1) 常時BUの廃止に向けた具体的な対応
 - (2) 足元の問題を踏まえた常時BUの適正化
- 3. 多様化する小売事業·需要家の形態に応じた制度 整備

御議論いただきたい内容

- 電気事業の健全な発達を図る観点から、新電力のベース電源代替としての活用に資する目的で導入された常時バックアップ(以下「常時BU」という。) については、他の小売電気事業者への通常の卸取引において、内外無差別性が担保できた場合、常時BUを廃止することが適当とされているところ。
- 内外無差別については、監視等委員会において議論がなされている一方、足下の発生している事象として、常時BUの総契約量に占める一部の新電力の契約割合が極めて高いことや転売なども報告されている。こういった事象は新電力の競争環境を歪めているおそれがあり、常時BUの見直しや改善が必要と考えられる。
- 本日は、(1)常時BUの廃止に向けた具体的な対応と、(2)足元の問題を踏ま えた常時BUの適正化(運用上の問題の対処や現状の市況を踏まえた当座の対応 等)の2点について、御議論をいただきたい。

(参考) 前回の本小委員会における意見概要

• (谷口オブザーバー)常時BUについては、新電力の電源アクセスが限られている中で新電力が需要を拡大する際にその一定割合が確保されるよう旧一般電気事業者が配慮するもの。転売や既得権益化といった課題が指摘されているが、転売など、常時BUの制度趣旨から外れるものは、制度設計専門会合でも目的外利用の禁止として議論されているところ。しかしながら、常時BU導入の趣旨等に鑑みれば、既得権益化という表現にはやや違和感がある。常時BUの扱いについては、運用上の問題の対処、市場の状況と制度趣旨を踏まえた当座の改善の検討、内外無差別の徹底として、議論を分けて整理してほしい。

(参考)課題:電源確保・調達を支える仕組みの改善① (続き)

- 加えて、新電力のベース電源代替という目的で導入された常時BUについては、内外無差別な卸売りが担保できた場合、常時BUを廃止することが適当とされている(※)。 監視等委員会において内外無差別の議論がなされている一方、足下で発生している事象として、常時BUの一部の新電力による既得権益化や転売なども報告されている。こういった事象は競争環境を歪めているおそれがあり、常時BUの適正化が必要なのではないか。
 - (※) 監視等委員会においても、内外無差別性の確認されたエリアより順次、廃止に向けた検討に着手する ことが可能となるといった議論がなされているところ。

(短期的・柔軟な取引の観点)

- 現行制度においては、
 - ▶ 調整力がスポット市場等に売り入札されず、市場の売り切れに伴う価格高騰や、
 - ▶ 市場が複数あることで、過剰な台数の起動等、電源の運転が非効率になる懸念、 等の問題が指摘されている。そのため、**卸電力市場と需給調整市場の取引最適化を 図ることが必要**であり、現在、「Three-Part Offer (①ユニット起動費、②最低出力コスト、③限界費用カーブでの入札)を導入するとともに、kWhと △kWを同時に約定させる仕組み」について、検討が行われている(※)。加えて、足下の対応として、広域機関等において、**三次調整力②の時間前市場への売り入札についても検討**がなされている。
 - (※) あるべき卸電力市場、需給調整市場及び需給運用の実現に向けた実務検討作業部会

- 1. 小売電気事業者に対する規律の在り方、消費者の 選択肢と安定性の確保
- 2. 競争と安定を両立する市場・取引環境の整備
 - (1)常時BUの廃止に向けた具体的な対応
 - (2)足元の問題を踏まえた常時BUの適正化
- 3. 多様化する小売事業·需要家の形態に応じた制度 整備

論点①-1:常時BUの廃止に向けた具体的な対応

- 常時BUについては、内外無差別性が担保できた場合、廃止することが適当とされているところ。
- 現在、旧一電各社において、内外無差別な卸売りについて、取組がなされているところであり、<u>旧</u> 一電においては、交渉スケジュールの明示や卸標準メニュー(ひな型)の作成・公表等、一定程 度の成果が出る可能性がある。内外無差別な卸売りがなされている中で、常時BUが残り続け、 例えば、「ある新電力が相対協議やオークションにおいて、常時BUよりも高価な価格提示や入札を行ったにもかかわらず、他の新電力の常時BUが優先される」といった事例が発生した場合、<u>公</u> 正・公平な競争環境が阻害される。
- これまで本小委員会で議論してきた通り、内外無差別が担保できた場合、常時BUは廃止することが適当であると考えられるが、「適正な電力取引についての指針」(以下「適取GL」という。)において、旧一電が常時BUを卸すことが規定されているため、常時BUの廃止のためには適取GLの改定が必要。
- そのため、<u>適取GLを改定し、「内外無差別な卸売りを行っていると判断されたエリアの旧一電については、常時BUの卸売りを行う必要が無い」旨、記載してはどうか。この際、内外無差別な卸売りを行っているか否かは、監視等委員会でのこれまでの議論(P.29を参照)を踏まえつつ、</u>監視等委員会が判断してはどうか。

(参考) 適正な電力取引についての指針(令和4年9月16日、公正取引委員会・経済産業省)(抄)

②また、区域において一般電気事業者であった発電事業者が他の小売電気事業者に対して行う常時バックアップについては、電気事業法上規制をされていないが、電気事業の健全な発達を図る観点から、他の小売電気事業者が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて一定割合(特高・高圧需要:3割程度、低圧需要:1割程度)の常時バックアップが確保されるような配慮を区域において一般電気事業者であった発電事業者であった発電事業者等が、当該発電事業者等及びその関連会社が支配的な卸供給シェアを有する一般送配電事業者の供給区域において、他の小売電気事業者に対して行うこととする。

(参考) [論点1]基本的考え方

- 足下の議論の前提の変化を踏まえても、①卸電力取引量の増加、②TOCOM、EEXなどの先物取引の増加、
 ③BL市場の創設等を踏まえれば、適正な電力取引についての指針(以下、「適取GL」という。)においても、「小売電気事業者があまりに過度に相当の長期間にわたって常時バックアップに依存することは望ましくない」と整理されているとおり、常時バックアップについては、原則廃止の方向性を維持すべきと考えられる。
- 他方、足下の状況を踏まえれば、常時バックアップについては、単に電源調達手段としての役割を越えて、将来の市場価格高騰に備えたオプション価値への評価が高まっているものと考えられる。
 - 常時BUは、前日9時までkWhの通告変更が可能であるというオプションや2か月程度前の申込で契約kWを変更できるというオプションとしての価値を有する相対取引である一方、スポット、TOCOM、EEX、BL市場での取引は必ずしもこれらのオプション価値は含まれていない。
- この点については、電取委において監視が行われている旧一電における内外無差別の観点からは、旧一電の 小売部門がオプション価値を享受しているのであれば、他の小売事業者においても、原則として、これと同等の 条件での電源アクセス機会が付与されることが適当と考えられる。
- このため、常時バックアップについては、原則廃止の方向性を維持しつつ、旧一電小売部門が享受しているオフション価値という観点も含め、他の小売電気事業者への通常の卸取引において、内外無差別性が担保できた場合、常時バックアップを廃止することが適当と考えられるのではないか。
- ※ オプション価値の適切な評価にかかる旧一電の取組(第65回制度設計専門会合(令和3年10月1日開催) 発言抜粋)

(松本オブザーバー)<u>固定費を負担していただいているインセンティブとして、</u>(中略)<u>固定費の負担割合によって需給調整の対応に差を設ける</u>ということも考えられます。これを我々発電事業者としては、<u>社内小売に対してだけではなく、社外の小売様への卸売をする場合も全く同じような条件で対応するということを考えております</u>。

(参考) 常時BUの見直しに関する監視等委員会の専門会合での検討

今後の対応について(案)(1/2)

第73回制度設計専門会合(2022年5月31日)資料6より抜粋

- 常時バックアップについては、第40回電力・ガス基本政策小委(令和3年10月26日)において、 「原則廃止の方向性を維持しつつ、旧一電小売部門が享受しているオプション価値という観点 も含め、他の小売電気事業者への通常の卸取引において、内外無差別性が担保できた場合、 常時バックアップを廃止することが適当」と整理されたところ。
- こうした方向性も踏まえつつ、第71回制度設計専門会合(令和4年3月24日開催)において、 旧一電の内外無差別な卸売の実効性を高め、かつ取引状況を外部から確認することを可能にするため、遅くとも23年度当初からの通年契約に向けて、①交渉スケジュールの明示・内外無差別な交渉の実施、②卸標準メニュー(ひな型)の作成・公表、③発電・小売間の情報遮断、社内取引の文書化のさらなる徹底等の取組を求め、その進捗を定期的に確認していくこととされた。
- 旧一電各社が、こうした取組を着実に進め、内外無差別性を十分に比較することができる状況となれば、内外無差別性の確認されたエリアより順次、常時バックアップの廃止に向けた検討に着手することが可能となると考えられる。
- 一方で、**足下に目を転じると、**先述の通り、**新規・追加供給の制限、スポット市場価格との値差 の発生、さらにはスポット市場における裁定取引の可能性など、様々な課題が生じている。こう した現状をどう評価し、当面の短期的な対応をどのように考えるべきか**。

(参考) 2023年度向けの卸売りの一例 (東北電力によるオークション形式の入札)

契約条件の概要

別紙

- ■「2023年度向け電力の卸販売に係る入札」により販売する商品で設定する主な契約条件は、下表のとおり。
- 商品の詳細は、入札参加者へ配布する「入札仕様書」にて説明する。

| 受渡エリア ^{※1} | 東北エリア または 東京エリア | | |
|---------------------|---|--|--|
| 受給期間 | 2023年4月1日から2024年3月31日まで | | |
| 受給時間帯 | 全日24時間(ベース供給) または 平日8時から20時(ミドル供給) | | |
| 発電設備 | 特に定めない | | |
| 契約電力単位 | 東北エリア受渡:100kW、 東京エリア受渡:1,000kW | | |
| 販売電力 | 入札仕様書による | | |
| 料金体系※2 | 二部料金制(基本料金+電力量料金)、 燃料費調整付 | | |
| オプション(選択式) | 通告変更オプション ^{※3} 、供給停止条件付割引オプション ^{※4} | | |
| | | | |

- ※1 受渡エリア別に商品を設定する。東北エリア受渡の商品については、当社が卸供給を行う事業者の東北エリア(東北電力管内)における2023年度の 小売需要見通しを契約電力の上限とし、受給した電力の譲渡および転売は禁止する。また、親BGが当社と契約し、親BGから子BGに卸供給する場合は、その子BGとなる各事業者の東北エリアにおける2023年度の小売需要見通しの合計を契約電力の上限とし、受給した電力の譲渡および転売は禁止する。なお、東京エリア受渡の商品については、契約電力の上限を設けない。
- ※2 基本料金および燃料費調整は、当社指定のものとし、電力量料金単価をマルチプライスオークションにて決定する。
- ※3 東北エリア受渡は2日前の16時、東京エリア受渡は2営業日前の15時まで当社へ提出する計画値の変更が可能となる有料オプション。ただし、変更可能な量は一定の制限あり。
- ※4 地震等の自然災害起因で一定量の電源が喪失した場合に、電力の供給を停止することを条件に料金を割引するオプション。

注意:本表の内容は、主要な契約条件の一例であり、実際に販売する商品の契約条件とは異なる場合がある。

© 2022, Tohoku Electric Power Co., Inc. All rights reserved.

論点① - 2: 常時BUの廃止のタイミングと新電力の事業活動への影響

- 論点① 1 に記載の内容を是とすれば、監視等委員会の内外無差別のフォローアップにおいて、内外無差別が確認されれば、常時BUの廃止の判断が可能ということになる。
- 常時BUの廃止のタイミングをフォローアップ直後にすることも考えられるが、その場合、常時BUの契約期中での契約が終了したり、新電力が常時BUの契約の継続を検討していたのにも関わらず、その機会を突然喪失することになる等、新電力の電源調達や事業活動に一定の影響が出る可能性も存在。
- <u>監視等委員会による常時BUの廃止の判断から、実際の常時BUの廃止まで、どのよ</u> うなステップで行うことが望ましいと考えられるか。

(配慮すべき事項例)

- 常時BUの契約期間が残っている場合の対応
- 通常の卸売りの交渉機会との関係

- 1. 小売電気事業者に対する規律の在り方、消費者の 選択肢と安定性の確保
- 2. 競争と安定を両立する市場・取引環境の整備
 - (1) 常時BUの廃止に向けた具体的な対応
 - (2) 足元の問題を踏まえた常時BUの適正化
- 3. 多様化する小売事業·需要家の形態に応じた制度 整備

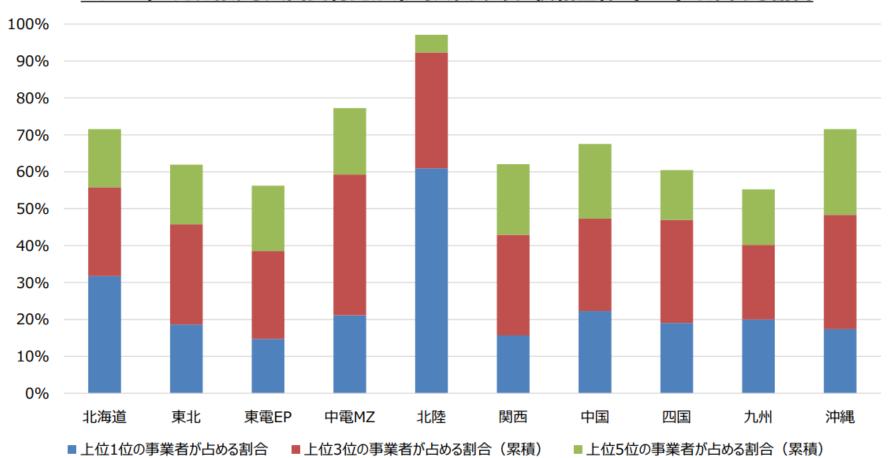
足元の問題を踏まえた常時BUの適正化

- 監視等委員会の制度設計専門会合において、足下の発生している事象として、常時 BUの総契約量に占める一部の新電力の契約割合が極めて高いことや転売なども報告されており、こういった事象は新電力間の競争環境を歪めているおそれがある。
- P.26~31に記載の(1)の通り、一義的には、旧一電が内外無差別の徹底と常時 BUの廃止を行うことが重要であるものの、廃止までに期間において、足下の問題を放置 することは望ましくないため、足下の対応として、運用上の問題の対処や現状の市況を 踏まえた当座の対応等の検討が必要と考えられる。

(参考) 常時バックアップ 大口契約が占める割合

2022年4月時点で、各エリアにおける常時バックアップの総契約量(kW)に占める大口契約先の割合を確認したところ、全エリアで上位5社が総契約量の5割以上を、特に高いエリアでは9割以上を占めている。

2022年4月における大口契約先が常時バックアップ供給全体(kW)に占める割合



※2022年度契約に向けた内部補助コミットメントフォローアップにおける旧一電各社回答を集計。

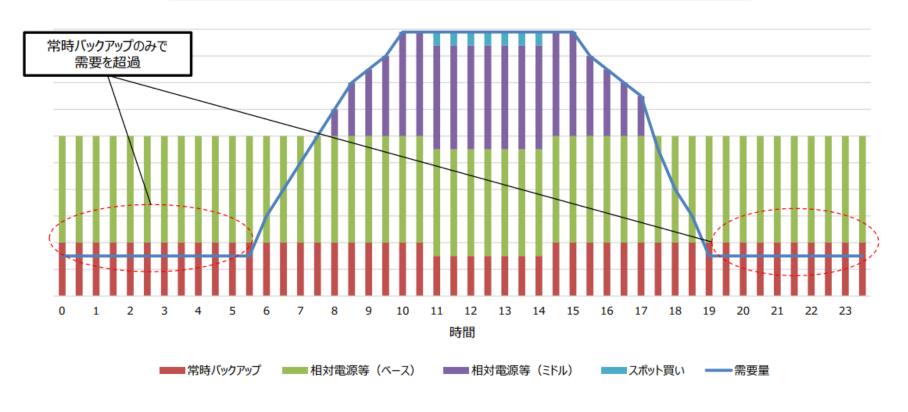
^{※(}常時バックアップ契約量(kW)を契約別で降順に並べた場合の上位1,3,5位まで積み上げた値)÷(常時バックアップ総契約量(kW))の割合を算出。

(参考)大口契約新電力の個別ヒアリング結果②

常時バックアップの供給電力量(kWh)の増加に合わせて、スポット売り入札量も増えている理由

- さらに、一部の新電力では、需要の少ない早朝・夜間において、常時バックアップの供給電力量
 (kWh) が需要を上回っているケースがあった。
- こうしたケースにおいては、常時バックアップにより受け取った電気の少なくとも一部は需要家に供給されていないことは明らかであり、新電力が需要家に電力供給を行うための卸供給という制度趣旨にそぐわない利用が行われていると言える。

<u>需要量(折れ線グラフ)と調達量(積み上げ棒グラフ)のバランス【イメージ】</u>



常時BUの概要等

● 常時BUの運用・実態の概要と、その仕組みの根拠、足下の課題との関係は下表の通り。

| | 現行の運用・実態 | 根拠 | 足下の課題との関係 |
|----------------------------------|--|---|---|
| 契約kWの上 限 | 新電力が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて一定割合(特高・高圧:3割程度、低圧:1割程度)。 ただし、ベースロード市場の約定量は控除。 | 1ポツは適取 GL (P.27の 参考を参照) 2ポツは過去 の本小委員会 (P.39参照) | • 「新電力が新たに需要拡大をする場合」の考え方(下欄参照)によっては、一部の新電力の契約割合が極めて高い問題に関係。 |
| 契約kWの上 限を計算する 際の基点の考 え方 | 「新電力が新たに需要拡大をする場合の一定割合」について、実態としては、現在の契約の申請時点(または開始時点)(以下「基点」という。)からの需要の増加量に対して、一定割合を計算する運用となっている。 | • 特になし | 基点が一度設定されると動かない現在の運用では、 選者の方が、より多くの常時BUを契約しやすくなり、 一部の新電力の契約割合が極めて高い問題につながる。 |
| 契約kWの変 更 | • 月ごとに契約変更可能 (2か月ほど前に契約変更申し込み)。1年に満たないで契約kWを減少する場合、割増料金が請求される。 | 過去の本小委員会 (P.38参照) | 自由に契約kWを変更できるため、市況に合 わせて、契約量を変更でき、転売問題と関係。 |
| 通告変更量 | 契約kWの範囲で、0%~100%で 負荷率を変更することが可能。 | • 特になし | 自由に通告変更ができるため、スポット市場の動向に合わせて、kWhを変更でき、転売問題と関係。 通告変更の自由度が極めて高いため、自社のベース需要のみならず、それ以上の需要に対しても常時BUを使用するインセンティブにもなっていると考えられる。 |

常時BUの概要等(続き)

● 常時BUの運用・実態の概要と、その仕組みの根拠、足下の課題との関係は下表の通り。

| | 現行の運用・実態 | 根拠 | 足下の課題との関係 |
|---------------|--|---|--|
| 通告変更のタイミング | ・ <u>前日9時</u> 。 | 過去の本小委員会(P.41参照) | (エリアごとに違いはあるが、) 通常の卸売り (旧一電グループ内の卸売り含む) と比較し ても遅いタイミングであり、スポット市場の直前 にスポット市場の予想価格を踏まえた通告変 更が可能。 |
| 料金設定 | ・ <u>自己の小売料金や自社小売への卸</u> 供給料金と比べて不当に高くならな いよう設定することとなっている。 | 適取GL(以下の参考を参照) | 常時BUの価格がスポット市場やBL市場より も低廉な設定となっており(P.42参照)、その結果、転売問題が発生していると考えられる。 |
| 供給力不足時 の対応 | • 供給余力が不足すると見込まれる場合に、卸供給や 新規・追加 の常時 バックアップの申出を断ることは、問題 があるとはいえないと整理されている。 | 適取GL(以下の参考を参照)、過去の本小委員会(P.43参照) | • 「新規・追加」の常時BUの申出に比べ、「継続」の常時BUが優先された結果、過去から継続的に常時BUを活用してきた一部の新電力の契約割合が極めて高くなっている可能性。 |

(※) 常時BUはあくまで私契約のため、エリアによって、運用の差があることに注意。

(参考) 適正な電力取引についての指針(令和4年9月16日、公正取引委員会・経済産業省)(抄)

このような状況において、区域において一般電気事業者であった発電事業者等に供給余力が十分にあり、他の小売電気事業者との間では卸供給を行っている一方で、特定の小売電気事業者に対しては常時バックアップを拒否し、正当な理由なく供給量を制限し又は不当な料金を設定することは、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある(私的独占、取引拒絶、差別取扱い等)。

- 特定の小売電気事業者に対して、**常時バックアップを拒否し、又は正当な理由なくその供給量を制限すること**。
- 特定の小売電気事業者に対して、同様の需要形態を有する他の需要家に対する自己の小売料金に比べて高い料金(注)を設定したり、グループ内の小売電気事業者に対する自己の卸供給料金に比べて不当に高い料金を設定したりすること。
 - (注) 常時バックアップ料金の不当性の判断においては、常時バックアップでは発生しない需要家への小売供給に係る託送費用や営業費用を減じないなど、費用の増減を適正に考慮しているかどうかを含めて評価することとなる。

(参考) 現行の常時バックアップ

常時バックアップの価格や上限量は、「適正な電力取引についての指針」において、以下のとおり整理されている。

供給者

各エリアの旧一般電気事業者(各エリアごとに常時補給電力契約を締結)

契約可能範囲(利用枠)

新規参入者が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて一定割合 (特高・高圧:3割、低圧:1割)

料金体系

- 基本料金と従量料金の二部料金制、燃料調整制度により燃料価格に連動
 - ※経過措置料金における全電源の平均コストを基に、自社小売への卸供給の料金と比べて 不当に高くならないよう設定

必要な手続

- 旧一般電気事業者との契約に基づく期限(広域機関への計画提出期限である前日12 時に間に合う期限)までに、必要量を申請。
- 月ごとに契約変更可能(2か月ほど前に契約変更申し込み。)※1年に満たないで契約を減少する場合、割増料金が請求される。

(参考) 常時BUのあり方(利用①について)

- その際、常時BUの政策目的がBL市場の政策目的と重複するといって常時BUを即座 に廃止することは、常時BUの利用データや意見募集結果を鑑みると、適切ではないと考 えられる。
- 他方、常時BUからBL市場へ機能がスムーズに移行することを求める観点からは、常時BUとBL市場の政策目的が重複する点において、BL市場が創設された後も、(ベース需要を満たす機能を)常時BUに依存することのないよう、以下のような措置を行うことが考えられるのではないか。
- 選択肢① 常時BUの購入可能枠からBL市場の約定分を控除する。
- 選択肢② BL市場の新電力ごとの購入枠から常時BUの購入分を控除する。
- ②については、各新電力のBL市場における購入可能枠から、単純に前年度の常時BU 契約量を控除した場合、BL市場における購入可能枠が限られてしまうため、BL市場へ の移行がかえって進まないと考えられるのではないか。
- 他方、①については、BL市場の取引が活性化し、購入量が増加することに伴い、常時BUの使用可能量も減少することから、常時BUからのBL市場への移行を促すものと考えられるのではないか。
- したがって、常時BUからBL市場へ機能がスムーズに移行することを求める観点からは① を採るべきではないか。

常時バックアップの見直し(量の考え方)

5

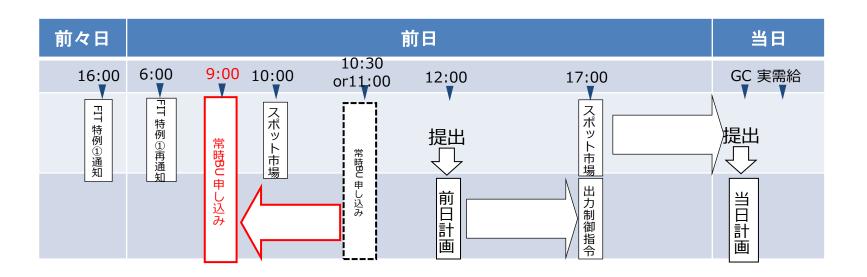
- 〇供給量については、ベース電源代替として常時バックアップを活用することで新電力が顧客開拓をしやすくする環境を実現するという観点から、当面の措置として、新電力が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて常時バックアップが確保されるような配慮を一般電気事業者が行うことを求めることとする(既存需要に係る常時バックアップの量は現行の枠組みでの交渉が引き続き可能)。そのため、ある基点を前提に常時バックアップの利用枠管理を行うこととし、新電力の需要拡大量(託送供給に係る契約電力(kW)の拡大量)に一定割合(3割程度)を乗じたものを「常時バックアップ利用枠(kW)」とする。
- 〇一定割合(3割程度)の根拠としては、基本方針で「一般電気事業者のベース電源比率を勘案した供給量を目安」とすると明記されていることを踏まえ、例えばベース需要に着目した以下の算定方法で計算すると、約26%。なお、ベース電源比率は、当面の措置という位置づけから、すべての一般電気事業者の平成23年度実績を参考に全国一律で3割程度に設定し、毎年の見直しは行わないこととしてはどうか。

> (注)不等率とは、一般電気事業者の需要カーブからベース電源比率を想定した値(率)が「個々の需要の合成値」である 一方で、新電力の需要拡大分の契約電力は「個々の需要の合計」であることから、これを補正するための値である。

- 〇新電力の需要拡大量については、「過去実績」とした場合には過去の需要の変動が大きく、向こう1年間の需要拡大量を想定することには限界がある。一方、「新電力による将来見込み」とした場合も同様である。
 - よって、新電力による需要拡大量を最大限反映させるため、「新電力からの要請に応じて、一定期間の託送供給に係る需要拡大量」の一定割合を目安に、常時バックアップに係る契約の締結又は変更をすることとしてはどうか。
- 〇新電力の需要拡大量を計算する際の「当初基点」については、上記の仕組みへの切り替えの直前時点としてはどうか。

(参考) 論点①:常時BUの〆切の具体的な前倒し時間について

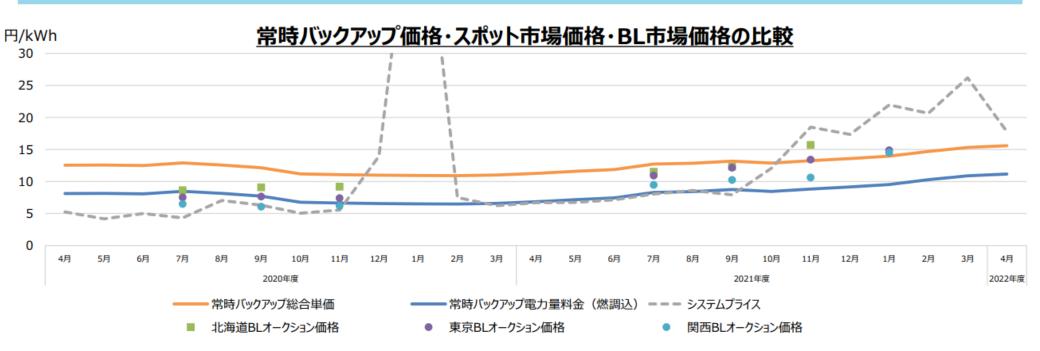
- 第9回基本政策小委員会では、少なくとも常時BUの〆切時間をスポット市場の〆切時間以降まで前倒しすることとされたが、具体的な常時BUの〆切時間については、事業者の運用フローやFITインバランス特例制度の通知時間見直しを踏まえつつ、例えば、前日9時として設定することとしてはどうか。
- また、この見直しは、システム開発のスケジュールや契約の手続き等を踏まえつつ、基本的に2020 年1月から開始する方向で検討することとしてはどうか。(なお、円滑な実施にあたっては、契約当事者の理解・協力が必要であることに留意が必要。)
- FIT特例①通知の見直しと合わせれば、見直し後の業務フローは以下のとおり。



(参考) 常時BUの価格

第73回制度設計専門会合(2022年5月31日)資料6より抜粋

- 常時バックアップの電力量料金は6円~10円、基本料金を加味した総合単価は10円~15円で 推移している一方で、スポット市場価格は昨年秋以降10~20円台で推移。このため、スポット価 格と比較して、相対的に常時バックアップ価格が安価となっている。さらに、2022年度BL市場 価格と比較しても、常時バックアップ価格の方が安価となっている。
- なお、この間、全ての旧一電において、常時バックアップの基本料金・電力量料金ともに、<u>価格の</u> 改定は行われていない。



- ※2022年度契約に向けた内部補助コミットメントフォローアップにおける旧一電各社回答を集計。
- ※常時バックアップ総合単価=常時バックアップ基本料金(a)+常時バックアップ電力量料金(燃調込)(b)
- (a) 常時バックアップ基本料金は、旧一電毎に基本料金を負荷率50%(旧一電全社における平均負荷率水準)として算出(基本料金÷(30日×24時間×50%))した後、旧一電全社で平均価格を算出。
- (b) 常時バックアップ電力量料金(燃調込)は、旧一電毎に電力量料金(燃調込)を季節別・時間別で按分して算出した後、旧一電全社で平均価格を算出。
- ※システムプライスは月平均。

(参考) 【論点3】常時バックアップの取引量について

第40回 電力・ガス基本政策小委員会(2021年10月26日)資料4-4より抜粋

- 常時バックアップの取引量については、適取GLに「**正当な理由なくその供給量を制限すること**」が独禁法上問題となるおそれがあると記載されている。
- この点について、例えば、
 - 一 常時バックアップの申込みがあった時点で、供給余力があるにもかかわらず、常時バックアップの契約が将来的に増える可能性*があることを持って、卸供給や新規・追加の常時バックアップの申出を断ることは問題があると考えられるのではないか。
 - 一 他方、こうした卸供給や常時バックアップの契約が積み上がったと結果として、供給余力が不足すると見込まれる場合に、 卸供給や新規・追加の常時バックアップの申出を断ることは、「供給余力が十分にある」状態とはいえないため、問題があるとはいえないと考えられるのではないか。
- この供給余力は、**需要の変動や、契約状況等に応じて変動があり得る**と考えられるが、この際にも**重要なこと** は、やはり内外無差別性が確保されていることではないか※。
 - ※供給余力の有無の判断において、自社小売部門と他の小売事業者で異なるものでないこと等。また、取引時点の違いや、取引条件の違いについても考慮が必要。
- これらの観点もふまえ、**内外無差別性の確保の重要性に鑑み**、卸売に関する各社によるコミットメント実施状況のフォローアップの一環として、オプション価値の適切性の議論も踏まえ、引き続き、電力・ガス取引監視等 委員会で確認することとしてはどうか。
 - ※なお、具体的なケースについては、市場や取引の実態を踏まえて、個別の判断が求められる点には留意が必要。
 - ※常時バックアップは年間契約となっていることが一般的であるところ、契約更新等のタイミングで、必要に応じ、論点 $1 \sim 3$ の趣旨も踏まえた更新協議が行われることが期待される。

「適正な電力取引についての指針 (2021年6月、公正取引委員会・経済産業省)」(抜粋)

- 区域において一般電気事業者であった発電事業者等に供給余力が十分にあり、他の小売電気事業者との間では卸供給を行っている一方で、特定の小売電気事業者に対しては常時バックアップを拒否し、正当な理由なく供給量を制限し又は不当な料金を設定することは、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある(私的独占、取引拒絶、差別取扱い等)。
 - 特定の小売電気事業者に対して、常時バックアップを拒否し、又は正当な理由なくその供給量を制限すること。

論点②:常時BUの適正化に関する具体的な方策

P.36、37の常時BUの現行の運用や実態を踏まえて、常時BUを適正化することが重要。例えば、以下のような方策が考えられるが、どうか。

| 方策(例) | 具体的な内容 |
|------------------------|---|
| ①基点の考え 方の変更 | 基点が一度設定されると動かない現在の運用では、過去から常時BUを締結していた事業者の方が、より多くの常時BUを契約しやすくなり、一部の新電力の契約割合が極めて高い問題につながる。 そのため、基点を一律(例えば、3年前の需要等)に設定することは考えられるか。一方、例えば、基点を毎年変更する(前年度からの需要増の一定割合を契約上限とする)といった運用にした場合、常時BUを卸す量が極端に少なくなり、実質的に常時BUを廃止しているのと同じ効果となる可能性があることには留意が必要。 |
| ②常時BUの契 約内容の柔軟 化 | 既存の常時BUはP.36、37の通り、私契約にもかかわらず、実態上、契約内容がかなり硬直的であり、他の卸売りの条件と乖離している場合が存在。 そのため、エリアごとの内外無差別の取組とも平仄を取りながら、常時BUの契約内容をエリアごとに柔軟に変更することを認めることは考えられるか。 (例)契約kWを年間固定とする、通告変更量の幅を狭める、通告変更のタイミングを前倒しする、常時BUのオプション価値の評価などを通じ、料金設定を見直す、等。 |

(※) 常時BUはあくまで私契約のため、エリアによって、運用の差があることに留意しつつ、対応の検討が必要。

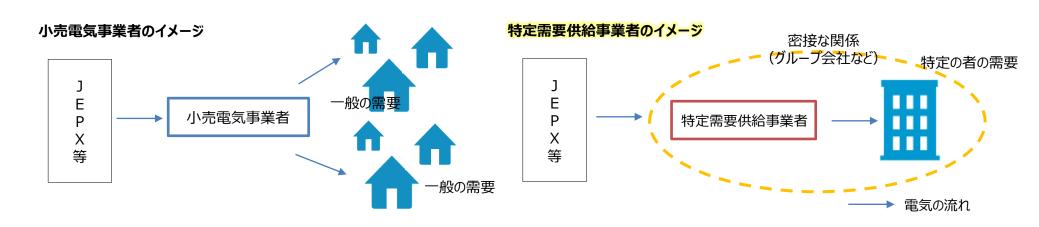
〇その他の論点

・料金を見直す場合、<u>適取GLの「自己の小売料金に比べて高い料金(注)を設定したり、」(P.37の参考を参照)という制約により、常時BUの料金が固定的な設定となり、オプション価値などを反映した適切な料金設定が難しい</u>可能性が存在。<u>料金の見直しと適取GLとの整合性をどう考えるか。</u>

- 1. 小売電気事業者に対する規律の在り方、消費者の 選択肢と安定性の確保
- 2. 競争と安定を両立する市場・取引環境の整備
- 3. 多様化する小売事業·需要家の形態に応じた制度 整備

論点①-1:グループ会社等内輪への供給類型の新たなライセンスについて

- 小売全面自由化以降、700者を超える事業者が小売電気事業者として登録され、当初は想定していなかった、自社のグループ会社等内輪に対してのみ電力供給を行うことを目的としたビジネスモデルが出現している。
- 電気事業法上、小売電気事業者は「一般の需要」に応じ電力供給を行うものと規定されており、 自社のグループ会社など特定の者の需要に応じて電力供給を行うものは当該定義に該当しない。
- 「一般の需要」に応ずるものとして、仮に小売電気事業に参入したとしても、グループ内での供給であり、一般の需要家と比較し、その保護の必要性が低いこと、また、今後小売電気事業者について登録時、事業開始後、事業撤退時に必要な規律の強化が図られることを踏まえれば、グループ内供給について新たなライセンス(「特定需要供給事業者(仮称)」という。)を設け、小売電気事業者と切り分けるとともに、その規制の在り方については、小売電気事業者とのバランスも考慮しつつ、規制の合理化を図っていくこととしてはどうか。



論点①-2:特定需要供給事業における規制のあり方について①

- 電力自由化により一般家庭等の需要家についても自ら電気の供給を行う事業者を選択することができるとした一方で、事業者との交渉力に乏しく、そうした需要家は事業者との情報の非対称性が大きいため、需要家を保護する観点から小売電気事業者にはさまざまな規制を設けている。
- 特定需要供給事業者は、グループ内供給であるため、小売電気事業者に課されている規制の うち、情報の非対称性に着目した需要家保護のための規制(登録制、供給条件の事前説明 義務、契約締結時の書面交付義務など)は不要とし、事務コストの負担軽減を図ることとしては どうか。
- なお、今般新たに小売電気事業者に対し、規制の強化として導入検討を行っている、登録時、事業開始後、事業撤退時に係る規制については、上記と同様に需要家保護の観点から検討されていることに鑑みれば、特定需要供給事業者への適用は不要と考えられないか。

(次頁に続く)

<検討している主な規制の内容>

| | 参入規制 | 事前説明/ 書面交付義務 | 苦情処理体制 | 登録/事業開始/ 撤退時の規制 |
|----------|------------------|-----------------|--------|--------------------|
| 小売電気事業 | 登録制 | あり | あり | あり |
| 特定需要供給事業 | 事前届出 (変更命令付き) | なし | なし | なし |

論点①-3:特定需要供給事業における規制のあり方について②

- 他方で、小売電気事業者に課せられている規制のうち、安定供給のために措置されている規制 (供給能力確保義務、供給計画作成義務、OCCTO加入義務など)は、特定需要供給事業 者が小売電気事業者と同様に、一般送配電事業者等の所有する送配電設備を用いて、その 需要家に電力を供給することに鑑みれば、その供給を一般送配電事業のインバランスに頼ること となるなど、モラルハザードが生じないよう、当該安定供給に係る規制は引き続き必要であると 考えられるのではないか。
- なお、仮に上記のとおり、安定供給に係る規制を特定需要供給事業にも課すこととなれば、<u>卸電力取引市場 (JEPX)における調達を認める</u>など、小売電気事業者と同様にその供給力については特段の制限は設けないこととしてはどうか。

<検討している主な規制の内容>

| | 供給力 確保義務 | 業務改善命令 | 供給計画 作成義務 | OCCTO 加入義務 | 報告徴収 | 立入検査 |
|----------|-------------|--------|--------------|---------------|------|------|
| 小売電気事業 | あり | あり | あり | あり | あり | あり |
| 特定需要供給事業 | あり | あり | あり | あり | あり | あり |

論点①-4:特定需要供給事業者の供給対象について

● 特定需要供給事業者は、**自社のグループ会社等へ電力供給を行う類型**として、その規制に一定の合理化を図ることを踏まえて、その供給対象を検討する必要がある。

(他法令を参考に出資比率をその対象要件とする場合)

- ✓自社(蓄電池を含む)・100%出資関係である完全子会社等
- ✓会社法に基づく過半数以上の出資関係等である親子会社・兄弟会社等
- ✓持分法(※)に基づく20%以上の出資関係等である関連会社
 - (※) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

(出資比率に限らず、より広い対象要件とする場合)

- ✓資本関係に加えて、主要な取引先をその定義に含む、特定関係事業者(※)を 参考としてはどうか (※) 会社法をはじめ、各法において定めあり
- ✓ フランチャイズ契約など同ブランド下で経営を行う形態も供給対象とするかどうか
- 同ブランド下で経営を行っているといった商慣習によるグループ会社までもその供給の対象とした場合は、
 合は、
 利益相反となる可能性がある。
 こうした点も考慮した上で、どういう対象範囲までを認めるべきか。たとえば、まずは会計上一体としてみることができる範囲をその供給対象とすることが一案か。

論点①-5:小売電気事業者との競争上の公平性について

- 特定需要供給事業者は、小売電気事業者に準ずる類型として、規制の合理化を図りつつも、小売電気事業者との公平性も同時に考えなければならない。
- 小売電気事業者はその業務を行う上で、その電源調達方法に関わらず、下記の料金等の支払 義務を負っているが、特定需要供給事業者についてもその調達方法に制限はないこと、また小 売電気事業者とのバランスの観点から、一般送配電事業者への託送契約に基づく託送料金等 の支払いに加えて、再工不特措法の納付金や容量拠出金の支払いを求めることとすることが適当 ではないか。
 - (一般送配電事業者との託送契約による支払い義務)
 - ✓託送料金
 - ✓インバランス料金

(ルールに基づく、OCCTOへの支払い義務)

- ✓再エネ特措法の納付金
- ✓容量拠出金
- なお、現在、自己託送のスキームを用いて電力を供給し、その後、需要地内融通として実際には別の者が電力を使用するといった事例が出現している。このような供給は法に抵触はしないが、自己託送の制度の趣旨を超えるものであるため、そのような供給形態は、小売電気事業者又は特定需要供給事業者として電気を供給するものと整理することが適当ではないか。

2022年11月8日 第55回電力・ガス 基本政策小委員会 資料3-1

- 分散化が進むと同時に、供給側の不安定性、信頼性の揺らぎが顕在化する中で、これまでは電力の供給を受けるだけの位置づけだった「需要家」が、再工本電源の開発、DRに応じた供給力の提供等、供給側の機能も担いつつある。
- 今後、カーボンニュートラルの達成に向けて再工ネを中心とした分散型社会の更なる発展が期待される中で、需要家自身の自律性、供給側の役割も増していくものと考えられる。
- 既に、需要家自身が、再工ネ調達や経済的調達の観点から、自ら小売電気事業のライセンスを取得し、グループ会社に対して電力供給する事例も登場している。
- また、節電プログラム促進事業によって、DRプログラムを具備する小売電気事業者が 250社超と大幅に拡大。DRがありふれたものになる日も近い。
- こうしたことから、今後、次のような類型がさらに拡大していくことが見込まれる。
 - 1) 需要家(グループ) 自身による電源調達・系統を経由した供給
 - 2) アグリゲーターを通じた需要側・分散型リソース統合への参加、アグリゲーター・需要 家グループと小売事業者との連携

(参考)対応の方向性:小売電気事業の需要家保護と需要家自律性のバランス

2022年11月8日 第55回電力・ガス 基本政策小委員会 資料 3-1

- 小売電気事業は、「一般の需要」に応じて電気を供給する事業であり、グループ企業等内輪への供給のようなケースは、**厳密には小売電気事業として想定したものではない**。
- 小売電気事業に対しては、「一般の需要」の需要家保護のために、規律の強化が必要であるが、一方で、需要家が自律性を高めようとする結果出てくる、このようなグループ企業等内輪への供給という事業類型については、自ずと需要家保護の必要性は薄い。
- このため、小売電気事業とは異なり、需要家の自律性に見合った責任と需要家保護の範囲内で電力供給を行えるよう、新たなライセンスの設定も含め、制度的な検討を進めることが必要ではないか。

制度的な需要家保護の必要性(⇔需要家自律性)

(参考) 今後の小売政策の在り方について中間とりまとめ(抜粋)

2課題

(ii) 規制の合理化の在り方

2022年11月8日 第55回電力・ガス 基本政策小委員会 資料3-1

小売全面自由化以降、700者を超える事業者が小売電気事業者として登録され、当初は想定していなかった、新たなビジネスモデルが出現している。具体的には以下の4類型である。

| | 類型 | 概要 | |
|-------|---------------------|---|--|
| i) | 自社グループ会社に対して電力供給を行う | チェーンストアなど、自社グループ内企業向けに、効率的な電力調達や非化石価値付き電気の | |
| | ことを主目的とするもの | 供給のため、グループ内に小売電気事業者を立ち上げ、グループ会社の電力調達・供給を一括し | |
| | | て行うビジネスモデル。 | |
| ii) | 蓄電池を活用し、電力市場取引における需 | 卸電力市場の価格が安い時間帯に電力を購入し、卸電力市場価格が高い時間帯に放電を行うビジ | |
| | 給安定化等を主目的とするもの | ネスモデル。 | |
| iii) | トレーディングを主目的とするもの | 現物市場や先物市場を活用し、電力や燃料の取引を行うことで利益の獲得や変動抑制を狙うビジ | |
| | | ネスモデル。 | |
| iv) | 卸供給を主目的とするもの | 自らは発電設備を有しないが、発電事業者との相対取引や卸電力市場を通じて電力を調達し、小 | |
| | | 売電気事業者に対して相対取引や卸電力市場を通じて売電。小売電気事業者から電力調達の委託 | |
| | | を受けて、こうした業務を行っている事例(親BGを兼ねているケースも多い)もある。 | |

上記 i)~iv)の4つのビジネスモデルについては、厳密には、小売電気事業とは考え難いが、将来的に「一般の需要」に応じ、「電気を供給する」という計画が示されれば、登録が認められるところでる。

一方、現行の小売電気事業規制は「一般の需要」への供給を前提としており、必ずしもi)~iv)のようなビジネスモデルを念頭においたものではない。

こうしたビジネスモデルについては、電力システムにおけるビジネスモデルとしての価値を踏まえて、規制の合理 化の在り方について検討することが必要である。

③方向性

(ii) 規制合理化の在り方

電力自由化の中において多様なビジネスモデルを認めていく方向性の下、規制の合理化に向けて、既存の小売電気 事業者や小売電気事業への参入を検討している事業者にビジネスの実態を確認するとともに、他の小売電気事業者を 含め、丁寧に意向を確認しながら、以下の論点について、検討を進めていくこととする。

- 電力システムに積極的に取り入れていく意義
- 電気事業法、託送供給等約款、電力広域的運営推進機関や日本卸電力取引所の諸ルールにおける規制の在り方
- 他の小売電気事業者との間における託送料金の負担等に関する公平性